収	入印紙貼	付	欄				
1 万円	未満のもの		非課税				
100 万円	200 円						
200 万円		400 円					
300 万円	"		1,000 円				
500 万円	"		2,000 円				
1,000 万円	"		10,000 円				
5,000 万円	"		20,000 円				
1億円	"		60,000 円				
5 億円	"		100,000 円				
10 億円	"		200,000 円				
50 億円	"	400,000 円					
50 億円	600,000 円						
契約金額の記	己載のないもの)	200 円				

業務委託契約書(システム開発・改修用)

契約番号 大広環 第 号

名			称												
業	務	委託	料			十億			百万			千			円
う	ち取引	にか	かる												
消	費税及び地	也方消費	税の額												
履	行	#1	日日	\circ	令乖	П	年	月	日か	ら令和]	F	月	日ま	で
		期	間	\circ	契約	勺後	日								
履	 行	場	所												
// / / / / / / / / / / / / / / / / / /	11	勿	רלו												
保	証 事	+	TH.	\circ	契約	り保証	金		円						
		争	項	\circ	履行	テ保証	保険		\circ	免除	Š				
そ		の	他												

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の各条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 大阪広域

環境施設組合 事務局長 印

契 約 担 当 者

受注者 住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。) を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内 に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を発 注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を 支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務 に関する指示を受注者又は第19条に定める受注者の業務 責任者に対して行うことができる。この場合において、 受注者又は受注者の業務責任者は当該指示に従い業務を 行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めが ある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との間 で協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な 一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、 計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この契約書及び設計図書における期間の定めについて は、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法 律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てに ついては、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審 の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(法令上の責任等)

第2条 受注者は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令(社会保険・労働保険に関する法令を含む。)の規定のほか、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成27年条例第5号。以下「コンプライアンス条例」という。)における委託先事業者に係る規定を守り、善良な管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第3条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、 承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、 書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第4条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと認めた場合はこの限りでない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程 表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修 正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計 図書が変更された場合において、発注者は、必要がある と認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を 請求することができる。この場合において、第1項中「こ の契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」 と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(事故等の報告義務)

- 第5条 受注者は、業務の遂行中に事故が発生したときは、 その事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちにその旨 を発注者に報告し、速やかに応急処置を加えた後、遅滞 なく書面により詳細な報告並びにその後の具体的な事故 防止策を、書面にて提出しなければならない。
- 2 前項の事故が、個人情報及び業務に係るすべてのデータ (以下「個人情報等」という。)の漏えい、滅失、き損等 の場合には、受注者は、業務を中止するとともに、速や かに前項に規定する措置を講じなければならない。なお、 業務中止の期間は、発注者が指示するまでとする。
- 3 第1項の事故により、以降の業務の円滑な進行を妨げる 恐れがあるときは、受注者は、速やかに問題を解決し、 業務進行に与える影響を最小限にするよう、努めなけれ ばならない。

(個人情報等の保護に関する受注者の責務)

- 第6条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を 取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み個人 情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個 人情報保護法」という。)、大阪広域環境施設組合個人情報 の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和5年条例 第3号)、大阪広域環境施設組合特定個人情報保護条例(令 和5年条例第4号)、行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27 号)及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契 約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止 その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を 講じなければならない。
- 2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前 項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければ ならない。
- 3 受注者は、この契約の履行にあたって、大阪広域環境施設組合情報セキュリティ管理規程及び大阪広域環境施設組合情報セキュリティ対策基準(以下「情報セキュリティポリシー」という。)並びに情報セキュリティ実施手順に規定されている受注者が守るべき事項を遵守しなければならない。

(個人情報等の管理義務)

- 第7条 受注者は、発注者から提供された資料、貸与品等及 び成果物の作成のために受注者の保有する記録媒体(光 ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以 下「記録媒体等」という。)上に保有するすべての個人情 報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者 を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等 適正に管理しなければならない。
- 2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は 施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に 管理しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。 ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を文書により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。
- 4 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項 の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 5 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで業務を中止させることができる。

(発注者システム等へのアクセス)

第7条の2 受注者が発注者のシステム等にアクセスする 場合の情報の種類・範囲及びアクセス方法については、 受注者は発注者の指示に従わなければならない。

(事故時の対応)

第7条の3 受注者は、個人情報等の漏えい等の事故が発生 した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠 保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速か つ適切に実施するために、緊急時発生対応計画を定めな ければならない。

(目的外使用の禁止)

第8条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒 体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は発注者の 承諾なしに第三者に提供してはならない。

(外部持出しの禁止)

第9条 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体 等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出しては ならない。

(複写複製の禁止)

- 第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合はこの限りでない
- 2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第7条を準用する。

(個人情報等の保護状況に関する検査の実施)

- 第11条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。
- 2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。
- 3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、業務を中止させることができる。

(個人情報の安全管理義務違反に対する措置等)

- 第12条 発注者は、受注者がこの契約に基づく業務に関し、個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第67条に違反していると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。
- 2 発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の保証)

- 第13条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第2号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付

- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害を てん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額(第4項 において「保証の額」という。)は、一般競争入札におい ては業務委託料の10分の1以上、指名競争入札、随意契 約においては100分の5以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証 を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、一般競争入札においては保証の額が変更後の業務委託料の10分の1、指名競争入札及び随意契約においては100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと 認めたときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付す ることを要しない。
- 6 第1項の規定により、契約保証金の納付が行われている ときは、発注者は、当該契約保証金をもって、この契約 に基づき受注者が負担する賠償金、損害金又は違約金等 に充当することができる。この場合において、なお不足 があるときは、当該不足の額についてさらに請求する。

(権利義務の譲渡等)

- 第14条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第 三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供する ことができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を 得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

- 第15条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を 第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、発注者の承諾なく、成果物(未完成の成果物 及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を他人に閲 覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

- 3 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前 2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなけれ ばならない。
- 4 前3項の規定は、この契約が終了した後においても、同様とする。

(再委託の制限)

- 第16条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書に おいて指定した主たる部分を再委託(業務を発注者以外 の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託 の形式を問わない。以下同じ。)してはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ、再委託しようとする者の商号又は名称、その理由、処理する内容、取り扱う情報その他必要な事項を明確にした上で、業務の着手前に、書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。当該承諾に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 受注者は、再委託先の再委託に係る業務の実施について、 受注者自らその再委託に係る業務を行う場合と同様の責 任を負うものとする。

(再々委託等の制限)

- 第 16 条の2 受注者は、前条第2項の規定により再委託した業務の全部を一括して、再々委託等(業務を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等(以下「再委託先等」という。) から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。)させてはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を再々委託等させようとする場合は、あらかじめ、再々委託等させようとする者の商号又は名称、その理由、処理する内容、取り扱う情報その他必要な事項を明確にした上で、業務の着手前に、書面により発注者の確認を受けなければならない。当該確認に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 受注者は、再々委託等先事業者の再々委託等に係る業務 の実施について、受注者自らその再々委託等に係る業務 を行う場合と同様の責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第17条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権の発明等)

- 第17条の2 受注者は、業務の遂行にあたり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、書面にて発注者に通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と 受注者とが協議して定める。

(監督職員)

- 第18条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注 者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計 図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者 又は受注者の業務責任者に対する業務に関する指示
 - (2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者 の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容 との照合その他この契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の

内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(業務責任者)

- 第19条 受注者は、業務の管理・運営に必要な知識、技能、 資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その 他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務 責任者を変更したときも、同様とする。
- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び 統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、 業務委託料の請求及び受領、第20条第1項の請求の受理、 同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第 4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除 き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使するこ とができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限 のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとす るものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発 注者に通知しなければならない。

(特定個人情報を取扱う者)

第19条の2 受注者は、業務の履行において、特定個人情報 を取扱う場合には、特定個人情報を取扱う者の氏名その 他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

(業務従事者)

- 第19条の3 受注者は、業務の遂行に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務従事者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務従事者を変更したときも、同様とする。
- 2 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、契約に定める 事項を遵守しなければならない。

(作業場所)

第19条の4 受注者は、業務を発注者が指定する場所以外で 行う場合は、住所等を業務の着手前に発注者に通知しな ければならない。

2 受注者は、前項の規定による場合、その作業場所について、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に規定されている安全対策を確保しなければならない。

(教育の実施)

第19条の5 受注者は、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、業務における業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者その他関係人に対し実施するよう努めなければならない。

(業務責任者等に対する措置請求)

- 第20条 発注者は、業務責任者、受注者の使用人又は再委託 先等がその業務を実施するにつき著しく不適当と認めら れる場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面 により、必要な措置をとるべきことを請求することがで きる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該 請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受け た日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適 当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明 示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求す ることができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該 請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受け た日から10日以内に受注者に通知しなければならない。 (履行報告)
- 第21条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。 (貸与品等)
- 第22条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する器具、図面 その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。) の品名、数量、品質、規格又は、性能、引渡場所及び引 渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 受注者は貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しな

ければならない。

- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、 設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注 者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは き損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者 の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して 返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならな い。

第23条 削除

(条件変更等)

- 第24条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれ かに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発 注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る 質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致 しないこと(これらの優先順位が定められている場合 は除く。)
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと
 - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人 為的な履行条件が実際と相違すること
 - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は 自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の 立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただ し、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会 いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を

延長することができる。

- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、 発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第25条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下この条及び第27条において「設計図書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第26条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止 内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中 止させることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合に おいて、必要があると認められるときは、履行期間若し くは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備 え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若し くは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担し なければならない。

(業務に係る受注者の提案)

- 第27条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的 に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案し たときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき 設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合に おいて、必要があると認めるときは、設計図書等の変更 を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間 又は業務委託料を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第28条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、 その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、 必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者 の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託 料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に 損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

- 第29条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間 を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、 延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる 履行期間に満たない履行期間への変更を請求することが できる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を 及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 (履行期間の変更方法)
- 第30条 本契約書の規定に基づく履行期間の変更について は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議 開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注 者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見 を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、 発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第28条の場合 にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、 前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求

を受けた日とする。)から7日以内に協議開始の日を通知 しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注 者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

- 第31条 本契約書の規定に基づく業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見 を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、 発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内 に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議 開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

- 第32条 受注者は、業務を行うに当たって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他の業務を行う上で特に必要が あると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとる ことを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第33条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項又は第

34条の2第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第34条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、 当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならない ときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額(設計 図書に定めるところにより付された保険によりてん補さ れた部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性 状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたもの については、発注者がその賠償額を負担する。ただし、 受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であるこ と等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りなが らこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に 紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者は協力 してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第34条の2 成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で、発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、試験等に供される業務の出来形部分(以下本条及び第47条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入済みの器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたと

- きは、損害による費用の負担を発注者に請求することが できる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号 に定めるところにより算定する。
 - (1) 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料の 額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引 いた額とする。

(2) 仮設物又は器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(情報セキュリティポリシー違反に伴う損害)

第34条の3 受注者は、履行期間内に、情報セキュリティポリシーに規定されている受注者が守るべき事項に違反し、 発注者又は第三者に損害を与えた場合は、発注者の責め に帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しな ければならない。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

- 第35条 発注者は、第17条、第24条から第29条まで、第32 条又は第33条の規定により業務委託料を増額すべき場合 又は費用を負担すべき場合において、特別の理由がある ときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に 代えて設計図書を変更することができる。この場合にお いて、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議 して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議 が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見 を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただ し、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費 用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始 の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を 定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第36条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者 に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査 の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 発注者は、第2項の検査によって業務の完了を確認した 後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに 当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該 成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時に行 うことを請求することができる。この場合において、受 注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直 ちに追完して発注者の検査を受けなければならない。こ の場合において、追完の完了を業務の完了とみなして前

5項の規定を準用する。

(減価採用)

- 第37条 前条第6項の規定にかかわらず、検査の結果、当該 履行内容に僅少の不備がある場合で発注者がその使用上 重大な支障がないと認め、かつ、期限その他の条件から 追完が困難と認めたときは、相当の価格を減価の上、こ れを採用することができる。減価の額は発注者が定める。 (業務委託料の支払い)
- 第38条 受注者は、第36条第2項の検査に合格したときは、 業務委託料の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求 を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければ ならない。
- 3 発注者が、その責めに帰すべき事由により第36条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分引渡し)

- 第39条 成果物について、発注者が設計図書において業務の 完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分 (以下「指定部分」という。)がある場合において、当該 指定部分の業務が完了したときについては、第36条中「業 務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」と あるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第5項及び 第38条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る 業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第36条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第5項及び第38条中「業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用される第38条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、発注者と受注者とで協議して定める。ただし、発注者が、前2項において準用する第36条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(部分引渡しに係る業務委託料の不払に対する業務中止)

- 第40条 受注者は、発注者が第39条において準用される第38 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めて その支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないと きは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。 この場合においては、受注者は、その理由を明示した書 面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければなら ない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第41条 発注者は、第37条により場合を除き、成果物が種類、 品質又は数量に関して契約内容に適合しないものである ときは、受注者に対してその修補による追完を請求する ことができる。
- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第36条第2項 (第39条第1項又は第2項において準用する場合を含 む。)の規定による検査に合格したことをもって免れるも のではない。
- 3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を 定めて催告をし、その期間内に追完がなされないときは、 発注者は、当該不適合の程度に応じて代金の減額を請求 することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当 する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を 請求することができる。
 - (1) 追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時 又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を 達することができない場合において、受注者が追完を しないでその時期を経過したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が催告をしても、 契約の目的を達するのに足りる追完がなされる見込み がないことが明らかであるとき。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、当該不適合が、貸 与品等の性質又は発注者の指示で生じたものであるとき は、発注者は、当該不適合を理由として、追完又は代金 の減額の請求をすることができない。ただし、受注者が その貸与品等又は発注者の指示が不適当であることを知 りながら告げなかったときはこの限りでない。

(履行遅延の場合における損害金等)

- 第42条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に 業務を完了することができない場合において、発注者が 履行期間後に完了する見込があると認めたときは、発注 者は、延滞違約金の支払いを受注者に請求することがで きる。
- 2 前項の延滞違約金の額は、業務委託料(第37条の規定に 基づき減価したときはその減価後の金額)から第39条に 規定する部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につ き、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅 延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第 1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算 した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第38条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(不当な取引制限等に係る損害賠償金)

第42条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の業務 委託料の100分の20に相当する額を、発注者の指定する期 間内に納付しなければならない。この契約が履行された 場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同 様とする。

- (1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び 公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。 以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1 号の規定に違反するとして、排除措置命令等(独占禁 止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法 第62条第1項に規定する納付命令(同法第7条の9第 2項又は第20条の2から第20条の6までの規定によ る命令を除く。以下「納付命令」という。)をいう。 以下同じ。)を受け、これらが確定したとき(確定し た納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り 消されたときを含む。以下同じ。)。
- (2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(この契約が、示された場合を除く。)に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。
- (4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6 又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項 第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、 当該判決が確定したとき。
- 2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った 独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反す る行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人 がこの契約について行った刑法第96条の6に規定する行 為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき 納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者 は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。

3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から、支払の日における民事法定利率(民法第404条第3項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。

(発注者の解除権)

- 第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 履行期間内に業務を完了しないとき、又は完了する 見込みが明らかにないと認められるとき。
 - (3) 正当な理由なく第41条第1項に定める追完がなされないとき。
 - (4) この契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は同条例の規定に基づく 勧告に正当な理由なく従わないとき。
 - (6) 前各号のほかこの契約に違反したとき。
- 2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項 の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることがで きる。
 - (1) 第14条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (2) 受注者の債務の全部が履行不能であるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は 受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表 示した場合において、残存する部分のみでは契約の目 的を達することができないとき。

- (5) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時 又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を 達することができない場合において、受注者が履行を しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告を しても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目 的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないこ とが明らかであるとき。
- (7) 受注者が第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱(平成26年制定。以下「契約関係暴力団排除措置要綱」という。)第2条第3号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)同条第4号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- (10) 受注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- (11) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分 を受けたとき。
- 3 前各項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事 由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をす ることができない。

(誓約書の提出)

第43条の2 受注者及び契約関係暴力団排除措置要綱第2 条第8号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを それぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければ ならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合 はこの限りでない。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

- 第43条の3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するとき は、催告をすることなく直ちに契約を解除する。
 - (1) 契約関係暴力団排除措置要綱第3条第1項第6号 に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、

その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。) が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めら れたとき。

(2) 契約関係暴力団排除措置要綱第3条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合において、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第43条の4 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、一般競争入札においては業務委託料の10分の1、指名競争入札、随意契約においては100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第43条の規定によりこの契約が解除された場合 (受注者の責めに帰することができない事由による場合 を除く。)
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行 不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、 前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合 において、破産法 (平成16年法律第75号) の規定によ り選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合 において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定 により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合 において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定 により選任された再生債務者等
- 3 前条の規定により契約が解除された場合においては、受 注者は、業務委託料の100分の20に相当する額を違約金と して発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 (契約解除に伴う損害賠償金)
- 第43条の5 前条第1項又は第3項に規定する場合(前条第2項によりみなされた場合を含む。)において、発 注者に生じた実際の損害額が、前条第1項又は第3項に 定める違約金の額を超える場合には、受注者は超過額を 受注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(発注者の損害賠償請求)

- 第43条の6 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。ただし、その債務の不履行が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第41条第1項に規定する契約不適合があるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(契約不適合の担保期間)

第43条の7 引渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、追完、損害賠償及び代金の減額の請求並びに契約の解除は、発注者が当該成果物の引渡しを受けたときから1年以内に受注者に通知しなければ、することができない。ただし、発注者が成果物の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(業務完了前の発注者の任意解除権)

- 第44条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第43条第1 項及び第2項、第43条の3の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことに より受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償し なければならない。

(受注者の解除権)

- 第45条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 この契約を解除することができる。ただし、受注者の責 めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りで ない。
 - (1) 第25条の規定により設計図書等を変更したため業 務委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第26条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、 6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみ の場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了し た後3月を経過しても、なおその中止が解除されない とき。

- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの 契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に おいて、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に 請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項 が発注者の責めに帰することができない事由によるもの であるときは、この限りでない。

(解除の効果)

- 第46条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規 定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第 39条に規定する部分引渡しに係る部分については、この 限りでない。
- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分(第39条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者と が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内 に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通 知する。

(解除に伴う措置)

- 第47条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸 与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しな ければならない。この場合において、当該貸与品等が受 注者の故意又は過失により減失又はき損したときは、代 品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代 えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分(第39条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、器具、仮設

物その他の物件(再委託先等が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、 受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修 復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する 費用(以下本項及び次項において「撤去費用等」という。) は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号 に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
 - (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等はこの契約の 解除が第43条、第43条の3又は第43条の4の規定によ るときは受注者が負担し、第44条又は第45条の規定に よるときは発注者が負担する。
 - (2) 器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等は受注 者が負担する。
- 4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等(前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。
- 5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、第43条の3 又は第43条の4の規定によるときは発注者が定め、第44 条又は第45条の規定によるときは受注者が発注者の意見 を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定 する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、 発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(保険)

第48条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険 を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該 保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に 提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

- 第49条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延 日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割 合で計算した額の延滞金を徴収する。

第50条 削除

(補 則)

第51条 この契約書に定めのない事項については、大阪広域環境施設組合契約規則(平成26年規則第7号)及び大阪広域環境施設組合会計規則(平成27年規則第73号)に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。